

◆昭和16年9月2日～10月1日生まれの人へ…8月下旬に、「後期高齢者医療被保険者証」を書留郵便で発送します。(保険年金課 医療係)

市国民健康保険 限度額適用認定証の更新手続きについて

現在、「限度額適用認定証」(有効期限が今年の7月31日までとなっているもの)を持っている人で、8月以降も引き続き医療費が高額になると見込まれる場合は、更新の手続きをしてください。

※自動的には更新されません。また、市役所からの案内文書も届きません。

※保険税を滞納していると交付されません。

※70歳以上の人は、非課税世帯の人のみ手続きをしてください。

申請・問合せ＝保険証・印鑑を持って、保険年金課 給付係(102番窓口)(☎53-1643)へ

出張ハローワーク 「ひとり親全力サポートキャンペーン」

ハローワークでは、児童扶養手当を受給している「ひとり親」世帯のみなさんの就職活動支援として、奈良県スマイルセンターと連携し、市役所内で臨時に「出張ハローワーク」を開設します。

仕事に関する相談を受けますので、この機会にぜひご利用ください。(相談無料・申込不要)

日時＝8月9日(火)・25日(木)の9時～16時

場所＝市役所 こども福祉課(119番窓口)

対象＝児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の人
詳細・問合せ＝ハローワーク大和郡山(☎52-4355)
(地域振興課)

2017年版奈良県民手帳の 予約受付を開始します

10月に発売を予定している「2017年版奈良県民手帳」の予約受付を行います。

県内の官公庁や救急医療施設の住所一覧、県民相談窓口に加え、市町村の主要統計データ、県内の郵便番号、大和の主な年中行事などを掲載。日記のページには、過去5年の天気マークも付いています。

※表紙は、すほう色(県章の色)か黒色の2種類から選んでください。

価額＝1冊500円

予約・問合せ＝9月9日(金)までに、地域振興課(内線565)窓口へ



児童扶養手当制度についてのお知らせ

児童扶養手当は、父(母)と生計を共にできない場合(死亡・離婚・未婚・生死不明・その他)か、父(母)が重度の障害者である場合に児童の父(母)、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。



※児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの人のこと。心身に一定の障害がある場合は20歳までの人。

手当の額(月額)＝42,330円～9,990円(所得の状況などによって変わります。また、児童が2人以上の場合は加算があります。)

支給方法＝請求をして認定されると、請求の翌月分からの手当が、4・8・12月に(それぞれの前月分まで)支給されます。

※ただし、世帯や所得の状況等によって支給されない場合がありますので、支給条件など詳しくは、こども福祉課までお問い合わせください。

◆児童扶養手当の現況届について

現況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと、8月分以降の手当が受けられないので、必ず受給者本人が届をしてください。

対象＝7月末現在、手当を受けている人、および全部停止の人

※対象となる人には通知を郵送します。

期間＝8月1日(月)～31日(水)(土・日曜、祝日を除く)

届に必要なもの＝①印かん ②手当証書 ③その他必要な書類は各個人に通知します。

◆児童扶養手当一部支給停止適用除外事由の届出について(該当者のみ)

児童扶養手当を受給して5年、または支給要件に該当した時から7年を経過した人は、それまでの手当額の2分の1が減額されます。

ただし、就業中や求職活動中である場合、障害・病気により就業ができないなどの事由にあてはまる場合は、届出により減額の対象にはなりません。

該当する人には、すでに届出用紙を送付していますので、現況届の提出時にあわせて提出してください。

なお、届出のない場合は、手当額が減額される場合がありますのでご注意ください。

届出先・問合せ＝こども福祉課 こども係(119番窓口)(内線522)